

改正後

別表第1（第1条関係）

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(i) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)
馬、豚、鶏、 うずら又は養 殖水産動物	ア (略) イ 豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）又は馬に由来する血粉又は血し ようたん白質であつて、これら以外のたん 白質の製造工程と完全に分離された工程に おいて製造されたことについて農林水産大 臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血 粉等」という。） ウ 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白質 又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん 白質の製造工程と完全に分離された工程に おいて製造されたことについて農林水産大 臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉 骨粉等」という。） エ 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質

改正前

別表第1（第1条関係）

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(i) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)
馬、豚、鶏又 はうずら	ア (略) イ 豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）又は馬に由来する血粉又は血し ようたん白であつて、これら以外のたん白 質の製造工程と完全に分離された工程にお いて製造されたことについて農林水産大臣 の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉 等」という。） ウ 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又 は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白 質の製造工程と完全に分離された工程にお いて製造されたことについて農林水産大臣 の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨 粉等」という。） エ 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又

又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）

オ 豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白質であつて、豚、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）

カ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白質であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

キ 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白質等」という。）

ク (略)

ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白質（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、^{けい}頸椎

は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）

オ 豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）

カ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

キ 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）

ク (略)

(新設)

	<p>横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。）</p> <p>コ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（ウからキまでに掲げるものを除く。以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</p> <p>サ (略)</p>
(削る)	(削る)

	(新設)
	ケ (略)
養殖水産動物	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済豚肉骨粉等</p> <p>エ 確認済馬肉骨粉等</p> <p>オ 確認済原料混合肉骨粉等</p>

--	--

<p>カ <u>確認済チキンミール等</u></p> <p>キ <u>確認済家さん加水分解たん白等</u></p> <p>ク <u>確認済魚介類由来たん白質</u></p> <p>ケ <u>牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家さんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。）</u></p> <p>コ <u>牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家さんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（ウ</u></p>

(略)	(略)

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

(3) ・ (4) (略)

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(11) (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

	からキまでに掲げるものを除く。以下「 <u>確認済牛肉骨粉等</u> 」という。） サ <u>食品循環資源に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u>
(略)	(略)

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

(3) ・ (4) (略)

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(11) (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

(削る)

6 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下6において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下(1)において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア・イ (略)

ウ 確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等（以下「確認済動物由来たん白質」と総称する。）

(2)～(5) (略)

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

6 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下6において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下(1)において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア・イ (略)

ウ 確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白等（以下「確認済動物由来たん白質」と総称する。）

(2)～(5) (略)